

マイナンバーカードの取得、 マイナ保険証利用登録をお願いします

資格確認書の一斉交付を行います

2025年12月2日以降、医療機関等を受診する際、従来の健康保険証は使用できなくなり、マイナ保険証や資格確認書で受診することになります。それに伴いシャープ健康保険組合では、国から提供される情報に基づいて、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方を対象に、2025年11月までに、ご本人の申請によらず資格確認書を職権交付します。

現在、シャープ健康保険組合のマイナ保険証の利用登録率は約75%となっておりますので、発行対象となる約9,000人分の資格確認書を事業所宛に送付します(任意継続被保険者・特例退職被保険者の方には直接お送りします)。

マイナ保険証の利用登録をしていただくことで、一斉交付にかかる発行や発送などのコスト、事業所での配付業務の軽減につながります。お早めにマイナ保険証の利用手続きをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

マイナ保険証の利用促進にご協力ください

今後も資格確認書を交付する際には事務コストが発生します。また、資格確認書には有効期限がありますので、期限が切れるたびに、申請により更新が必要となります。そのため、マイナ保険証の利用者が増えることで事務コストも軽減されます。

軽減される事業所における事務コスト

- 加入者が資格取得した場合に資格確認書を配付するコスト
- 加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書を毀損した場合に、資格確認書を回収して健康保険組合へ提出(本人へ再配布)するコスト
- 資格確認書の有効期限が切れた際の更新にかかるコスト

※マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録は任意です。

今年の10月より健保制度を見直します

今後も安定した運営を行っていくため、10月より見直すこととしました。変更点は以下のようになります。

項目	変更前	変更後
傷病手当金 付加金(※)	休業1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の85%－傷病手当金	廃止します
延長傷病手当金 付加金(※)	1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の85%を法定給付満了後6カ月間	1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の約67%を法定給付満了後6カ月間
一部負担還元金 家族療養費付加金 合算高額療養費付加金	自己負担額(1カ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て) 算出額が100円未満の場合は不支給	自己負担額(1カ月、1件ごと。高額療養費は除く)から35,000円を控除した額(100円未満切り捨て) 算出額が100円未満の場合は不支給

(※)在職者のみ

その他の見直し

◆特例退職被保険者の新規加入申請の停止(2025年10月より)

現在加入している方は、継続して加入することができます(75歳になるまで)。

健保情報誌 **WELL** Vol.66

発行：シャープ健康保険組合

〒581-8585 八尾市北亀井町3丁目1番72号

ホームページアドレス <http://kenpo.sharp.co.jp/>

- 健康保険の資格に関すること 050-5530-3927
- 給付金等に関すること 050-5530-3926
- 健診(従業員)に関すること 050-5213-6591
- 健診(ご家族・OB)に関すること 050-5530-3928
- 誌面に関すること 050-5530-3925

